

366 銭湯を災害時に活用

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
大田浴場連合会 【平成 28 年】	-	サプライ関連事業者 【生活関連サービス業、娯楽業】	東京都
<ul style="list-style-type: none"> ● 大田浴場連合会は、「災害時における貯蔵水の優先提供」、「各浴場の施設及び敷地における被災者の救援活動」等の支援を定めた協定を大田区と締結した。これにより、区内 42 浴場（平成 27 年 2 月 1 日現在）が災害時に必要となる設備や物資を提供する場となる。東日本大震災時に、区内の銭湯に一人暮らしの方が避難し、その後、その銭湯が毛布や長期保存食料を備蓄すると、近隣住民から好評を得たことがきっかけとなり、大田区と協議し、協定を締結したものである。 ● 井戸水を使用している銭湯もあり、この場合、断水時にも生活用水等として、被災者に水を提供することができる。また、設備等が稼働すれば入浴も可能であり、薪のボイラーを活用した銭湯では電気やガスが止まったとしても、湯を沸かすことができる。加えて、大田区には住宅密集地が多いこともあり、火災が起こった際には、銭湯の水を使った消火活動を実施することも想定している。 ● 大田区は都内でも最も銭湯の数が多く、その資源が災害時にも活用されることが期待される。 			



▲銭湯が一時避難所となることを示したポスター